

札幌市地域密着型サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

平成 23 年 4 月 21 日

保健福祉局長決裁

第1 目 的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査基準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査の種類

1 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、原則書面により検査する。
なお、提出書面において、立入検査が必要と思われる場合においては、サービス事業者等の本部等への立入検査を実施することとする。

2 特別検査

サービス事業者等について、法第78条の10各号の要件に該当するものとして、指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該指定事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無について検証する。

第3 検査の対象となるサービス事業者等の選定基準

1 一般検査

概ね6年に1回は、サービス事業者等への検査を実施する。

2 特別検査

指定事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚したサービス事業者等を対象に随時実施する。

第4 検査方法等

1 検査通知

検査対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

- (1) 検査の根拠規定及び目的
- (2) 検査の日時及び場所
- (3) 検査担当者

2 検査方針

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成 21 年 3 月 30 日付け老発第 0330077 号厚生労働省老健局長通知）」を踏まえて実施するものとする。

3 検査体制

2名以上の班を編成し、うち1名は係長職以上の職にある者とする。

4 報告等

検査終了後は、速やかにその検査結果について報告書を作成する。

5 検査結果の通知等

(1) 検査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、検査実施後、原則 30 日以内に、検査結果通知書（様式 1）によりその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、検査結果通知書（様式 1）により通知をした事項について、結果通知後、原則 30 日以内に、改善状況報告書（様式 2）により報告を求めるものとする。

6 行政上の措置

検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、サービス事業者等に対し、様式 3 又は様式 4 により通知するものとする。

(1) 勧告（様式 3）

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備して

いないと認めるときは、サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令（様式4）

勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

第5 特別検査後の措置

第2の2の特別検査の結果、サービス事業者等の指定取消の事由に関して、組織的な関与があると認められたサービス事業者等について、法第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定取消をするときは、当該サービス事業者等が運営する他の地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所に係る指定を取消することができる。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。